

議案第16号

新居浜市企業立地促進条例の一部を改正する条例の制定について

新居浜市企業立地促進条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和2年2月25日提出

新居浜市長 石川 勝行

新居浜市企業立地促進条例の一部を改正する条例

新居浜市企業立地促進条例（平成14年条例第10号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号中「（平成20年総務省令第125号）第5条に掲げる調査の対象事業所」を「（平成31年総務省令第46号）第4条に規定する調査事業所」に改め、同条第5号中「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律」を「短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律」に、「第2条に」を「第2条第1項に」に改める。

第4条第1項中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

（7）情報サービス業等奨励金

第4条第2項中「前項第2号から第6号まで」を「前項第2号から第7号まで」に、「場合」を「場合（企業グループを構成する他の指定事業者が同号の奨励金の交付を受ける場合を含む。）」に、同項ただし書中「前項第6号」を「前項第6号及び第7号」に改める。

第5条に次の1項を加える。

2 別表に掲げる奨励金の額の算定には、市長が認める家屋、償却資産等（以下この項において「家屋等」という。）について、市が行っている他の補助制度による補助金

等の交付を受けている場合は、当該補助金等の対象となった家屋等を含まないものとする。

第6条の2中「限る」を「限る。以下この条において同じ」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、市長が認める固定資産について、市が行っている他の補助制度による補助金等の交付を受けている場合は、固定資産税の課税免除を行うことはできない。

第7条第1項第2号中「2,000万円」を「3,000万円」に改め、同条第3項中「が10人（中小企業者にあつては5人）」を「及び配置転換従業員の合計数が3人」に改める。

第12条中「奨励措置は、市が行っている他の補助制度による補助金等の交付を受け、又は」を「奨励措置は、」に改める。

第13条第1項第1号中「第5条」を「第5条第1項」に改める。

附則第1項中「平成32年3月31日」を「令和5年3月31日」に改める。

別表7の項中「民有地を取得し、企業の立地をしたとき」を「用地を取得し、企業の立地をしたとき（市が造成した用地を市から直接取得したとき及び市の事業用借地に立地する企業が当該事業用借地を市から取得したときを除く。）」に、「同一の民有地」を「同一の用地」に改め、同項を同表8の項とし、同表6の項の次に次のように加える。

7	情報サービス業等奨励金	情報サービス業等の規則で定める産業を営む企業の立地をしたとき。	事業所開設に要する費用（改装費用、情報通信関連機器の設置費用その他市長が適当と認めた費用をいう。）並びに当該事業所に係る土地及び家屋の月額賃借料（36月を限度とする。）の合計額の100分の50以内の額	3,000万円
---	-------------	---------------------------------	--	---------

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第2条第4号及び附則第1

項の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に改正前の新居浜市企業立地促進条例の規定により適用事業所の指定を受けている企業及び当該指定の申請を行っている企業については、なお従前の例による。

提案理由

企業立地に対する奨励措置の見直しを行い、令和4年度まで期間を延長するとともに、新たな奨励措置を設けることにより企業の立地を促進し、本市の産業の振興と雇用の拡大を図るため、本案を提出する。